

令和6年3月11日

学 務 課

江東区立学校施設使用条例の一部改正について

1 改正の理由

現在、豊洲西小学校プール・トレーニング室の利用区分については、「一般」、「小・中学生」及び「区内に住所を有する65歳以上の者」と規定している。

今年度の使用料検討委員会において、これまで以上に「こども」を地域の健康増進・体力づくりの参加機会につなげ、施設利用促進の一助とするため、個人利用の料金区分の見直しを図ることが決定された。

2 改正の概要

「江東区立学校施設使用条例」について、次のとおり条例の一部改正を行う。

(1) 豊洲西小学校プール

「小・中学生」の料金区分を「小・中学生及び高校生等」に改定する。

(2) 豊洲西小学校トレーニング室

トレーニング室は中学生以下の利用は認めておらず、現状では子供用の料金区分がないため、「高校生等」の料金区分を新設する。なお、料金はプールにおける料金設定と同じく、「区内に住所を有する65歳以上の者」と同額とする。

3 新旧対照表

2ページのとおり

4 施行日

令和6年4月1日

江東区立学校施設使用条例 新旧対照表

現行					改正案				
本則 (略)					本則 (略)				
別表 (第7条関係)					別表 (第7条関係)				
校舎等					校舎等				
(略)					(略)				
プール					プール				
区分	単位	一般	小・中学生	区内に住所を有する65歳以上の者	区分	単位	一般	小・中学生及び高校生等	区内に住所を有する65歳以上の者
(略)					(略)				
備考					備考				
1・2 (略)					1・2 (略)				
3・4 (略)					3 この表及び次表において「高校生等」とは、15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。				
トレーニング室					4・5 (略)				
トレーニング室					トレーニング室				
区分	単位	一般		区内に住所を有する65歳以上の者	区分	単位	一般	高校生等	区内に住所を有する65歳以上の者
時間使用	4時間	450円		(略)	時間使用	4時間	450円	100円	(略)
定期使用	回数券 (11枚つづり)	4,500円			定期使用	回数券 (11枚つづり)	4,500円	1,000円	
	定期券 1か月	3,600円				定期券 1か月	3,600円	1,200円	
	定期券 3か月	9,450円				定期券 3か月	9,450円	3,250円	
	定期券 6か月	18,000円				定期券 6か月	18,000円	6,000円	
附 則					附 則				
(施行期日)					(施行期日)				
1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。					1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。				
(経過措置)					(経過措置)				
2 この条例による改正後の使用料は、この条例の施行の日 (以下「施行日」という。) 以後に行う使用の承認について適用し、施行日前に行った使用の承認については、なお従前の例による。					2 この条例による改正後の使用料は、この条例の施行の日 (以下「施行日」という。) 以後に行う使用の承認について適用し、施行日前に行った使用の承認については、なお従前の例による。				